

海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、県民に新鮮な水産物を供給する役割を果たしており、本県にとって大切な産業であり、今後とも発展を図っていく必要がある。そのためには、水産業の基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用することが重要である。
- (2) 本県海域には、閉鎖的な東京湾と黒潮の影響を強く受ける相模湾があり、多種類の魚介類が生息し、好漁場が形成されている。これらの漁場の生産力を高め、安定した漁業の生産を行うことにより、漁業経営の安定を確保し、県民ニーズに的確に対応していくことが課題となっている。
- (3) このようなことから、本県としては、従来から漁業資源の調査研究、漁業の管理並びに栽培漁業及び資源管理型漁業の推進など海洋生物資源の保存及び管理の措置を講じてきたところである。その結果、いくつかの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになったが、より一層の海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、県は、農林水産大臣の定めた「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定められている第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に係る本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく漁獲可能量制度を適切に運用するため、他県の入漁者を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に係る本県の数量の管理を適切に行うためには、第一種特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該第一種特定海洋生物資源を取り巻く環境などについて、詳細な科学的データ又は知見が必要であり、神奈川県水産技術センターにおいて調査研究を行うとともに、国又は関係都県との連携の下に第一種特定海洋生物資源の調査を推進する。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の内容、当該海洋生物資源を取り巻く環境などについて調査研究を行い、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- (7) 第一種特定海洋生物資源に係る他県の入漁者の採捕に妥当な配慮をするものとする。
- (8) くろまぐろの保存管理措置に関する計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 令和元年（平成31年）の第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりとする。

(単位：トン)

第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干

(2) 令和2年の第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりとする。

(単位：トン)

第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	令和2年1月から同年12月まで	若干
まいわし	令和2年1月から同年12月まで	若干
まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	(注)

(注) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3) くろまぐろの数量に関する事項については、別に定める。

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ

定置漁業については、統数を現状程度とし、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

(2) まいわし

中型まき網漁業については、統数を現状程度とし、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

また、定置漁業については、統数を現状程度とし、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

(3) まさば及びごまさば

定置漁業については、統数を現状程度とし、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

(4)くろまぐろ

別に定める。

4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1)海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、より正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲管理情報処理システムにより漁獲情報を的確に把握するよう努める。

(2)海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁業資源の調査研究、栽培漁業、操業の自主規制及び小型魚の保護などの資源管理型漁業に向けた取組を推進する。

(3)くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項は別に定める。